

2013年度自治体キャラバン行動・総括案

【概況】

2013年度自治体キャラバン行動は7月2日の四條畷市を皮切りに、10月31日の西淀川区までの48日間、松原市をのぞき41市町村と大阪市内24区役所、くすのき広域連合と懇談し、のべ1250人が参加した。

要望項目は、①国保・救急医療②特定健診・がん検診③介護保険④生活保護⑤子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決を基本要望とし、さらに地域的な要望項目をプラスするという方針であったが、今年度は独自要望を足したところは少数との結果となった。

事前アンケートは、職員体制・国保・健診・介護保険・生活保護・子ども施策（医療費助成制度・妊婦検診・就学援助・学校給食）について4月中旬から6月にかけて行い、資料集は2000冊を作成、地域・団体への事前配布と、全市町村担当課長あてにも事前に送付した。

事前学習会は府内は基本ブロック単位での開催、大阪市内は各地域社保協単位での開催となり、28カ所で開催された。

【要望内容】

1. 国民健康保険・救急医療について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代や子どもの多い現役世代に配慮した低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。減免制度については住民の多くが知らないことを前提としホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（今年度の減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）
- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつぐないこと。
- ③ 滞納処分については法令を順守し、主文前には必ず面談し生活全般の相談に乗ること。滞納処分したことによってよもや生活困窮に陥らせることができないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとづき無財産・生活困窮状態の場合は滞納処分の停止を行うこと。生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。
- ④ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。
- ⑤ 国保滞納者は生活困窮の場合が多くあるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。
- ⑥ 国民健康保険運営協議会は住民参加・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。

- ⑦ 広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付より拠出が大幅に上回る事態となり保険料値上げにつながっている。また、府の調整交付金の配分方法も小規模自治体に不利になる。2015年からの共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村と十分に調整するよう大阪府に強く意見をだすこと。
- ⑧ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。
- ⑨ 救急医療の充実を図ること。災害拠点及び公立病院の災害時医療体制の充実を図ること。また、防災対策として、災害時の医薬品・医療材料・水・食料・燃料等の備蓄など現状を把握すること。消防職員を増員すること。基礎自治体として補助金等の措置により、地域の救急医療に責任を果たすよう国・府に対しても要望すること。

2. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとすること。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。
- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。
- ③ 人間ドック助成を行うこと。
- ④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

3. 介護保険について

- ① 一般会計からの繰り入れで介護保険料(基準額)を引き下げる。第1、2段階を引き下げる(基準額の0.3程度以下)こと。国負担で低所得者の介護保険料軽減を行うよう求めること。
- ② 国庫負担割合の引上げを国に求めること
- ③ 給付範囲の縮小(軽度者等の保険給付範囲縮小)及び利用者負担増を行わないよう国に求めること。軽度者受け入れのための介護予防生活支援総合事業は今後も導入しないこと。
- ④ 国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。
- ⑤ 行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。
- ⑥ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。
- ⑦ 監査指導の権限移譲をうけた自治体については人員を確保しきめ細かく懇切丁寧な指導ができるようにすること。指導の内容は形式的・行政的な締めつけや報酬返還を目的にしたものではなく事業者を育成しよりよいケアをすることを目的とすること。
- ⑧ ケアプランチェックはケアマネとの双方向の気づきをうながらケアマネジャー育成を目的とし、報酬返還やサービス抑制を目的とした指導はしないこと。
- ⑨ 障害者の65歳問題が深刻である。利用料負担については障害者・高齢者とも非課税世帯は無料

とする制度を検討し、それまでのサービスから縮小されないよう施策を講じること。

4. 生活保護について

- ①ケースワーカー増員分の交付税を使って正規職員の国基準どおりで配置し、有資格で経験を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。
- ②埼玉県三郷(みさと)市での裁判判決もふまえ、申請権を保障すること。自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにし、「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。
- ③申請時に違法な助言・指導はしないこと。実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。
- ④通院や就職活動などのための移送費(交通費)を支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。
- ⑤国民健康保険証などの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉院時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時などに「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。医療機関を一か所しか認めないと健康悪化を招く事態をつくらないこと。子どものいる生活保護受給世帯には無条件で医療券を発行すること。以上のこととを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。
- ⑥枚方市自動車保有裁判判決を踏まえ、障害者の自動車保有は「通院」のみならず、生活全般において、自立のために必要であれば保有が認め、「しおり」などにも記載すること。生活および仕事上で自立のために必要な場合は保有を認めること。
- ⑦警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ①こども医療費助成制度は、2012年4月段階で1)全国1742自治体中950自治体(55%)が完全無料、2)1293自治体(74%)が所得制限なし、3)752自治体(43%)が通院中学校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、これはいかにこどもたちが大事にされていないかという証拠である。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。大阪府に対して全国なみに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。
- ②いまだ全国最低レベルの妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。
- ③就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみるとこと。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月するために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。来年度は生活保護基準引下げが予想されるので、生活保護基準をもとにしている自治体は現在の対象者切り捨てとなならないよう対策をとること。

④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

【大阪府内キャラバンの特徴】

① 自治体職員の非正規率がさらに進み、全職員数の3分の1以上は非正規職員(別紙データ)

大阪の各自治体職員は、非正規(嘱託、再任用、登録等)率がますます進み、平均で37%となっているが、5割を超えるのが岬町(54%)、交野市(52%)、熊取町(50%)、5割に迫る自治体が阪南市・豊能町(49%)、池田市・河内長野市(48%)、田尻町(47%)など。また、公務員試験を廃止しリクルートの試験を採用している箕面市や、一昨年から国保窓口に請負を置く東大阪市など、役所の中にいる職員が全面的に委託されている。

こうした自治体は「名ばかり自治体」であり、まともな行政執行ができるとは考えられず、法令無視などにより住民生活を脅かす事態となっており、地域社保協による住民監視が必要である。

② 国保問題～2008～2013年の6年間で8%値上げ

別紙、「所得200万円40歳代世帯と未成年の子ども2人の4人家族国保料推移」に明らかだが、池田市(6年間で67%アップ)、箕面市(同53%アップ)など、国保料の異常な値上げが行われている。

一方で、寝屋川は2008年度以来国保料毎年値下げ(16%ダウン)で、これは毎日新聞による2008年度国保料全国調査で「全国1高額」とされて以来、毎年値下げを行ったことによる。

全体的には6年間で8%値上げとなっている。さらに、保険料値下げのための一般会計法定外繰入に対して大阪府が調整交付金でのペナルティーを実施。それを理由に一般会計法定外繰り入れをしない自治体もできている。

大阪で一番国保料が安い高槻市が13年ぶりに保険料の値上げを行ったが、新規に所得16%超の国保料世帯に対する減免を実施した。対象の多くは現役多人数世帯であり、高槻市は対象7000世帯全部に申請用紙を送付するなどきめ細かな対応を実施。高槻市が参考にしたのは西宮市(20%減免)であり、西宮市よりも手厚い減免となっている。

高校生までの保険証は23自治体が「1年保険証」を発行している(2012年度は19自治体)。

滞納処分の停止については、大阪府通知、大阪市通知をもとに、全市町村が何らかの形で停止をかけ始めた。

③ 特定検診・がん検診・人間ドック助成

特定健診で国基準のみは7自治体(交野市、藤井寺市、和泉市、貝塚市、田尻町、熊取町、阪南市)となり殆どの自治体が項目を追加した。また、無料とする自治体が大幅に増え30自治体となった。岬町は懇談の中で担当者から「集団健診を無料にしたことで健診をする町民が確実に増えている。来年の受診率が楽しみ」との声があがった。

一方で、健診に「受益者負担」の考え方を持ち込む自治体も多い。

忠岡町・枚方市は乳がん・子宮がん健診は国の基準(2年に一度)以上(毎年)に毎年検診を実施している。

また、特定健診・がん検診が一度にできる「人間ドック助成」をする自治体もふえ、35自治体となって

いる。

④ 介護保険

多くの自治体が第6期介護保険料は大幅に値上がりと回答した。

また、サービス付き高齢者住宅が居宅介護サービス費を押し上げる要因と多くの自治体が回答した。

2013.8 現在 大阪府ホームページより

大阪市81棟(4105戸)

守口市8(406) 門真市3(128) 寝屋川市5(109) 枚方市9(387) 交野市0 大東市0
四条畷市1(50)

豊中市9(484) 池田市2(97) 箕面市6(251) 吹田市6(231) 茨木市6(196)

摂津市6(196) 高槻市1(90) 島本町0 能勢町0 豊能町0

東大阪市19(677) 八尾市21(788) 柏原市0

松原市2(51) 藤井寺市0 羽曳野市5(148) 河内長野市3(82) 富田林市5(109)

大阪狭山市1(26) 太子町0 河南町0 千早赤阪村0

堺市31(1321) 高石市1(8) 岸和田市11(431) 和泉市6(260) 泉大津市3(86)

貝塚市4(131) 泉佐野市8(241) 泉南市1(43) 阪南市2(61)

忠岡町4(79) 田尻町0 熊取町5(136) 岬町0

大阪全体で 11,547 戸。(2013. 8. 16現在)

国民会議報告案にある軽度者の保険はずし→介護予防生活支援総合事業については現時点では不可能と多くの自治体が回答した。

⑤ 生活保護

適正化ホットラインは北河内の自治体と東大阪市、松原市ののみが導入。過半数近くの自治体が警察官OBを配置している。

枚方裁判判決を踏まえての障害者の自動車保有については、国が通知を出さない限りこれまでと運用を変えない(通勤・通院のみに限定)とする回答した。

⑥ 子ども施策

子ども医療費助成については積極的な回答をする自治体も。富田林市、交野市、和泉市などで前進か。

妊婦健診について忠岡町から「泉州地域では検診費用が安く、8万5千円～9万円でほぼ無料となる」との指摘あり。

生活保護引き下げによる就学援助要件引き下げについては現時点で検討している自治体は皆無。

□松原市が「懇談拒否」

- ・ 6月6日付で「2013年度自治体キャラバン行動要望書」を送付
- ・ 6月21日(金) 大阪社保協・寺内事務局長より福祉総務課・福森氏に電話を入れる。
「担当者不明のため確認し 6月 24 日に連絡する」とのこと。
- ・ 6月24日(月)には連絡なし。
- ・ 6月26日(水) 福森氏に再度電話を入れる。会議中のため不在、その後電話連絡があり、「再度連絡する」とのこと。
- ・ 6月27日(木) 福祉部・大江氏より連絡があり、「文書回答のみ、懇談は受けない」。
「この件についての責任者はだれか」との問い合わせに対しては「責任者はいない、自分はその旨を伝えているだけ」「各課長が集まって話し合った」「市長は責任者ではない」
「受けない理由について文書で回答を」との要請については「いま返事はできない」とのこと。
- ・ 7月 10 日(水) 松原社保協坂本会長・和泉事務局長・河南生健会木内事務局長とともに松原市を訪問。
大江福祉部次長、大本健康部次長、田中教育委員会(肩書不明)、田村総務部参事と懇談をするも、「懇談はしない」「各担当課長で話あって決めた」「文書で回答するのでそれ以上のことはない」「市民の声は個別聞いています」と発言しました。大阪社保協としては、改めて、松原市長宛の「質問書」を市長公室に提出し、文書での回答を求めましたが、8月 17 日現在も回答はありません。

質問内容

- ・ この度の「懇談拒否」についての責任の所在を明確にしてください。
- ・ この度の「懇談拒否」の理由はなんでしょうか。
- ・ 松原市は住民との懇談・話し合いについての条例・要綱・規則などを策定されたのでしょうか。
- ・ 松原市は「住民の声に耳を傾ける」「住民参加」等について否定をされるのでしょうか。

さらに松原社保協との懇談も現在も拒否している。

大阪市内キャラバンを終えて

2013 年度全24区役所キャラバン(2005年スタート)は、6月17日の第2回市内ブロック会議で、要望案を提案、7月中旬に要望が確定しました。そして、7月24日(22区)25日(2区)に区役所を訪問し、区長宛の要望書とアンケート(国民健康保険、介護保険、生活保護、職員体制)を提出しました。懇談は、9月9日の旭区から始まり、10月31日の西淀川区で、全24区の懇談が終わりました。

□各区事前学習会の開催

今年は、9月2日に、「スタート集会」を開催、事前学習会の開催、懇談参加者の大幅な確保など例年以上にきっちり取り組むことを意思統一しました。その結果、事前学習会は、社保協未結成の淀川区など18

地域(12年16地域、11年14地域)と前進しましたが、懇談参加者は延べ400人(12年445人、11年367人)にとどまりました。最多は30人、最少は8人、1ヶタは今年も1区だけでした。

□要望内容

要望は①行政のあり方(職員の正規・非正規問題、防災問題など)②国民健康保険・後期高齢者医療③健診④介護保険・高齢者施策⑤生活保護⑥子育て・1人親家庭支援・子供の貧困対策⑦障害者福祉施策⑧住民税の67項目でした。公募区長が就任して2年目になったことから、回答の仕方が変わりました。本庁がつくった「統一回答案」を各区に示し、防災問題など区独自の回答などを作り、本庁に戻し、ゴーサインが出て区から回答書が社保協に届けられました。そのため、懇談日が遅くなったり、回答書の到着が懇談日ぎりぎりになったりして、事前学習会に間に合わないこともあります。また、要望が67項目だったために、区からの回答書が膨大で、そのつど、ワード形式にし、社保協のホームページにアップしました。実際の懇談では、防災、国保、健診、介護保険、生活保護を中心に行われました。

区側の対応は、要望項目に関する全ての担当課から課長・課長代理・係長らが出席し、その数もかつてない多さでした。また、国保と生活保護については区ごとに判断が任せられている部分が多くあり、最終判断の権限は課長にあることが改めて明らかになりました。「防災」「危機管理」も各区に任せられていました。

「国保」はじめ本庁・区作成のパンフ・チラシを懇談日に配布するよう事前に求めていましたが、浪速区のように目録つきで袋に入れて用意していた区がある一方、懇談の席上で請求して、やっと配布する区が多いぜんありました。

全区で独自要望を含めて提出しようと進めていましたが、北区だけ(昨年は3区)でした。ただ、懇談の冒頭、今年も、多くの区で①バス路線廃止問題②幼稚園の廃止・民営化問題などで問い合わせをしていました。

懇談当日の打ち合わせのための「30分前の会議室使用」については、ことは、各区ともスムーズでした。

□特徴について

{防災問題}

9月16日の台風18号の接近で、大阪市としては、初めて住吉区などで避難勧告(実際に867人が避難)が出されたこともあり、ほとんどの区で問い合わせが行われました。防災マップは年1回の発行が大半でしたが、都島区では、2008年以来発行されていませんでした。マップの配布方法は、区発行の広報誌や新聞への折り込み(全世帯の8割程度)が大勢を占めていましたが、住之江区や浪速区では全戸配布を実施していました。特に、浪速区では、4か国語で作っていました。また、避難ビルの設定も進められていました。しかし、放送が聞き取り難い、避難場所が施錠されていたなど大きな問題点が出されました。こんな中、此花区では、全中学校で、今年度から「防災授業」を実施しようとしていました。

[正規・非正規職員問題]

非正規の大半は、生活保護ケースワーカーが占めていました。この問題では、全区ではありませんが、研修の徹底と劣悪な労働条件などについて、問い合わせました。

[国保・高齢者医療問題]

「所得減少減免」の遡及に関して、「納付期限 7 日前申請」とのルールはあるが「特別な事由」がある場合は各区の課長が判断することになっています。特に、「自営業者などで下半期、急激に経営が悪化する場合もあるので、途中や確定申告後の申請でも遡及できる場合もある。払いすぎ保険料については、返還される」とほぼ全区の課長が回答していました。しかし、西淀川区では、「途中での申請は遡及できない」と明言しました。住吉区では、「制度を知らなかった」ことも今年度は「特別な事由」にしていました。

「短期証」については、厚生労働省の通知や堺市・東大阪市などが未交付ゼロなどを活用し、全区でかなり厳しく問い合わせをしました。5月から8か月も“留め置き”にせず、12月に送付しているように、4月に送付するよう強く求めました。区側から「8か月は長いと思うが」との回答はかえってきたものの、それ以上は進みませんでした。また、子どもの短期証は、資格書世帯については、どの区も訪問するなどしっかり取り組んでいましたが、短期証世帯については、淀川区が、訪問していませんでした。その後は、各区の懇談で問い合わせましたが問題はありませんでした。この問題では、中央区の課長が「資格書世帯と短期証世帯の対応が同様でない区があるはず」と語っていました。

一部負担金減免については、利用数ゼロの区が昨年から 3 区減り11区になりました。しかし、制度を知らない人が多くいる中、所得減少減免を利用している方(全市で5万人超え)にチラシを渡すなど周知徹底するよう要請しました。同時に、さらなる適用要件(恒常的低所得者)の緩和が必要と感じました。

ほかに、資格書問題、差し押さえ問題、無料低額診療問題などの問い合わせをしました。ただ、「無料低額診療事業」実施施設の案内チラシが古く新規参入の施設を大正区などを除き、掲載してい区が大半でした。

[健診問題]

特定健診の受診率は、11年度市平均20. 1%、最高でも西淀川区の23. 9%で、最低は浪速区の15. 4%でした。がん検診は市平均で胃がん5. 4%、大腸がん9. 2%、肺がん4. 5%、子宮頸がん21・3%でした。病気の早期発見・治療が医療費を抑え、国保料の引き下げにつながるなど重要性が高まっています。各区とも広報活動・健診日の工夫などに、力を入れていましたが、今年も健診率の向上にはつながっていないことがわかりました。1 世帯当たりの予算が 744 円で、他の市町村はほとんど 4 枝です。本気でこの事業を進めようとしているのか疑問でした。

そんな中、やっと、市は、「国基準だけ」を改め、4 月から特定健診の検査項目に「血清クレアチニン」と「血清尿酸」を入れました。しかし、他の市町村見れば、きわめて不十分です。

ほかに、生活保護受給者の受診などについて問い合わせをしました。

[介護保険問題]

地域包括支援センターは区社協に委託、要介護認定も「認定事務センター」に委託しているため、介護保険担当職員は激減しています。さらに、区としての介護保険の仕事は保険料の徴収が中心になっており、現場の実態をほとんどつかんでいないことが浮き彫りになりました。

保険料減免の収入要件は1人150万円だが、保険料や利用料は控除されますが、事業収入の場合は、必要経費が控除されることが明らかになりました。また、災害、失業・倒産、長期入院などによる保険料減免制度の周知徹底を強く求めました。

天王寺区から、「新しい取り組みとして、今年度から75歳以上の独居・75歳以上だけの2200世帯を訪問して、定期訪問の意思確認をしている。すでに700世帯を訪問した」との話しがありました。

ほかに、認定調査・通知問題、配食サービス問題などを問いただしました。

[生活保護問題]

全区に警察官OBが1人(東淀川区と西成区は2人)が配置されています。業務内容は、市の回答では「窓口の安全管理の確保」となっていましたが、各区の回答では、「適正化に係わる調査」になっていました。具体的には、市民からの通報などに基づき、主として「就労しているかどうか」「そこに住んでいるかどうか」などの調査を行っています。阿倍野区では、「23件の調査を実施し、約1000万円の返還請求でしたが、警察に告発することはまずない」とのことでした。

生活保護受給の介護保険利用者については、プラン決定の前にケースワーカーが必ず内容をチェックしていることが明らかになりました。

生野区では、福祉用具購入と住宅改修の1割負担については、なんと介護扶助ではなく自己負担させているケースがありました。区は「基本、そうする。10月の連絡会で説明する」と明言しましたが、当日の連絡会では、話しあれませんでした。(別掲の議事録参照)ことの重大性から、さっそく市内の全居宅介護支援事業所(1160か所)に対しアンケートを実施したところ、その実態が明らかになりました。(別掲参照)そして、この問題については、11月1日、本庁の介護保険課長と保護課長宛に「緊急質問書」(別掲参照)を提出しました。

ほかに、ケースワーカーの人員・質問題、移送費問題、淀川区での「不正受給」逮捕事件問題などを問いただしました。

[子育て・1人親家庭・子供の貧困問題]

今年も、区側に対し「保育所の入所は点数だけでなく、面接して欲しい」などの要望が出されました。

ほかに、保育所の民営化問題、保育ママ問題などを問いただしました。

[障害者福祉施策、住民税問題]

港区で、移動支援の制限問題について、本人が出席し問い合わせをしました。しかし、ほかの区では、時間の関係もあり、問い合わせができませんでした。

□今後の課題

事前学習会では、一定の前進はしましたが、懇談参加者は昨年を下回りました。要望項目(思い切って、区役所とやりとりができる項目に絞り込むなど)問題、懇談参加者に回答書・資料が届いていない点、地元のナマの声をもっと出してもらう点など、今年も多くの課題を残しました。

しかし、生野区で社保協が再建され、福島区や淀川区でも結成の動きが出てくるなど、2005年に始まった市内キャラバン行動が、地域に根づき運動の柱になっている証だと考えられます。来年度も

引き続き課題の克服とともに、「市内統一」と「区独自」を含めた要望づくりに再チャレンジします。また、キャラバンとは別に、隨時、区長に対し、独自の要望をどんどん出していき、区と懇談を行ない、区民の苦しい生活実態などを明らかにし、要望の実現に努力することも重要です。

要望案提案から実に136日、猛暑のなか、長丁場のキャラバンを地域・団体のみなさんの積極的なご協力で、終えることができ、心から感謝しています。

2013年度自治体キャラバン行動 最終版

日	懇談時間	自治体名	会場／担当課	参加者数
7月2日(火)	10:00～11:30	四條畷市	市役所東別館 201 会議室／秘書広報課 中西 072-877-2121	12
	14:00～16:00	大東市	行政会議室(本庁 2 階)／政策管理課 前原 072-870-0403	10
7月8日(月)	14:00～16:00	柏原市	本庁入札室／企画調整課 造道 072-971-1501 内線 3512	8
7月10日(水)	10:00～12:00	富田林市	市役所地階 902 会議室／情報公開課 田中 0721-25-1000 (181)	18
7月11日(木)	10:00～12:00	豊能町	秘書広報課 濱口 072-739-3422	1
	14:00～16:00	箕面市	職員会館 1 階会議室／市民サービス政策課 笹川 072-724-6717	30
7月12日(金)	10:00～12:00	泉南市	本庁 1 階多目的会議室／秘書広報課 源 072-483-0002	14
7月16日(火)	10:00～12:00	門真市	市役所本館 1 階第 5 会議室／地域活動課 坂本 06-6902-5648	31
	14:00～16:00	守口市	市役所 3 号別館第 2 第 3 会議室／広報広聴課 有光	26
7月17日(水)	10:00～12:00	和泉市	第 2 職員会館／市民相談室 山本 0725-99-8100	11
7月19日(金)	10:00～12:00	寝屋川市	議会棟 5 階第 2 委員会室／広報広聴課 赤堀 072-824-1181 (2277)	40
7月22日(月)	10:00～12:00	太子町	役場 3 階第 2 ・ 第 3 会議室／総務政策 G 田中・ 小泉 0721-98-0300 (300・301)	10
	14:00～16:00	河南町	役場 4 階大会議室／高齢障害福祉課 林 0721-93-2500	13
7月23日(火)	10:00～12:00	交野市	交野市役所 本館3階 第一委員会室／行政経営室 林 072-892-0121	30
7月24日(水)	10:00～12:00	高槻市	市役所総合センターC-602号室 市民生活相談課 井関	37
7月25日(木)	10:30～12:00	忠岡町	役場 3 階研修室 3	7
	14:00～16:00	岸和田市	委員会会議室／市民相談室 中谷 072-423-9403	30
7月26日(金)	10:00～12:00	泉佐野市	市役所 2 階 201 会議室／市民協働課 福岡 072-463-1212 (2275)	8
	14:00～16:00	田尻町	ふれあいセンター 1 階団体活動室／福祉課 福井 072-466-5004	1

7月29日(月)	10:00～12:00	貝塚市	福祉センター4階中会議室／社会福祉課 国定 072-433-7030	14
7月30日(火)	10:00～12:00	豊中市	議会棟大会議室／広報広聴課 保井 06-6858-2028	30
7月31日(水)	10:00～12:00	高石市	／秘書課広報市民活動推進課 沼森 072-265-1001	10
	14:00～16:00	泉大津市	ベルセントー2階／高齢介護課 三井 0725-33-9044	20
8月5日(月)	10:00～12:00	摂津市	水道庁舎大会議室／保健福祉課総務係 仲野 06-6383-1111内線2532	12
	10:00～12:00	八尾市		
	14:00～16:00	島本町	役場3階議会第1会議室／福祉保健課 原山 075-962-7460	1
8月6日(火)	14:00～16:00	大阪狭山市	市役所3階第1会議室／人権広報G堀 072-366-0011(235)	14
8月7日(水)	15:00～17:00	茨木市	／福祉施策課 田中・岸本 072-620-1634	37
8月8日(木)	15:00～17:00	枚方市	市民会館1階第1.2集会室／健康総務課 岸本 072-841-1221	35
8月9日(金)	14:00～16:00	能勢町	保健福祉センター／福祉課 課長 花崎 072-731-2150	1
8月12日(月)	10:00～12:00	岬町	子育て支援課 岸本 072-492-2705	4
	14:00～16:00	堺市	市役所本館6階健康部会議室／健康福祉総務課 河盛 072-228-7212(3144)	50
8月20日(火)	10:00～12:00	池田市	市役所3階議会会議室／市長公室広報公聴課 木下 072-7544-6200	16
8月21日(水)	10:00～12:00	東大阪市	市役所一階多目的室／市民情報課 岩城(いわしろ) 06-4309-3123	45
	14:00～16:00	熊取町	ふれあいセンター1階健康づくり室／保険年金課 松波 072-452-6184	33
8月22日(木)	10:00～12:00	阪南市	市役所3階全員協議会室／市民協働まちづくり課 山下 072-471-5678(内2326)	11
8月23日(金)	10:00～12:00	千早赤阪村	保健センター／健康福祉課 大谷 0721-72-0081	10
8月26日(月)	10:00～12:00	藤井寺市	市役所3階305会議室／地域振興課 山本 072-939-1050	25
	14:00～16:00	河内長野市	市役所7階701会議室／広報公聴課田中 072-53-1111	25
8月28日(水)	14:00～16:00	吹田市	マイシアター集会室／市民相談課・徳居	30
9月9日(月)	10:00～12:00	旭区	区役所3階第一会議室／総務課公聴広報 仙田 06-6957-9193	14
9月13日(金)	14:00～16:00	北区	区役所402.403会議室／総務課 宮本係長 06-6313-9683	20
9月18日(水)	14:00～16:00	羽曳野市	市役所別館3階会議室／市民協働ふれあい課北条 072-958-1111内線1081	22
9月19日(木)	10:00～12:00	西区	区役所4階401会議室／総合企画課 池内 06-6532-9989	10
	13:30～15:30	中央区	区役所601会議室／総務課・総合企画朝比奈 06-6267-9683	17
9月20日(金)	14:00～16:00	住吉区	区役所1階会議室／総務課戸田 06-6634-3283	19
9月24日(火)	10:00～12:00	港区	区役所5階会議室／総合企画課・中村 06-6576-9798	13

9月 25日(水)	10:00～12:00	福島区	区役所 101 会議室／総合企画課 山本 06-6464-9974	12
	14:00～16:00	生野区	区役所 6階会議室／総務課岡本 06-6715-9683	25
9月 26日(木)	10:00～12:00	淀川区	区役所 504 会議室／政策企画課 岡嶋 06-6308-9683	11
	13:30～15:30	東淀川区	区役所 301 会議室／総務課 三木 06-4809-9683	13
9月 27日(金)	10:00～12:00	西成区	区役所 4階 4-7 会議室／総務課 堀 06-6659-9683	22
	14:00～16:00	浪速区	区役所 7階 701号／総務課総合企画 高田 06-6647-9683	11
9月 30日(月)	10:00～12:00	住之江区	区役所 3階会議室 301 会議室／総合企画 森 6682-9683	25
	14:00～16:00	阿倍野区	区役所 2階第 1.2 会議室／企画調整課 永松 06-6622-9683	19
10月 1日(火)	14:00～16:00	天王寺区	区役所 4階 401 会議室／事業戦略課(広聴広報)高 戸 06-6774-9683	21
10月 3日(木)	10:00～12:00	大正区	区役所 501 会議室／総務庶務総合企画グループ 藤田 06-4394-9683	13
10月 7日(月)	14:00～16:00	此花区	／総務課総合企画 担当木田 6466-9683	8
10月 8日(火)	10:00～12:00	平野区	区役所 5階会議室／総務課 西川 4302-9910	20
	14:00～16:00	東住吉区	東住吉会館 2階大会議室／未来戦略課大本 4399-9683	15
10月 9日(水)	14:00～16:00	鶴見区	区役所 3階会議室／総務課企画担当 太田 06-6915-9012	14
10月 11日(金)	14:00～16:00	都島区	区役所 3階第 4会議室／総務課 I T 広報企画担当 堤 06-6882-9683	13
10月 15日(火)	14:00～16:00	くすのき広域 連合	けいはん医療生協本部／広域連合高津事務局長 06-6995-1516	30
10月 21日(月)	14:00～16:00	東成区	区役所 3階 304.305 会議室／総務課 来馬・柳 原 06-6977-9683	14
10月 24日(木)	14:00～16:00	城東区	区役所 大会議室／総務課総合企画 坂田 06-6930-9683	30
10月 31日(木)	14:00～16:00	西淀川区	区役所 5階第 1・2 会議室／広聴課・蓮元 06-6478-9889	20

合計 1250 人

※松原市はめどたたず

自治体キャラバン行動事前学習会

- ★6月 26日(水)スタート学修会(18:30- 国労会館 3階大会議室 15人参加)
- ★6月 28日(金)北河内ブロック事前学習会(18:30-寝屋川市民会館 50人参加)
- ★7月 2日(火)豊能ブロック事前学習会(19:00-みのおサンプラザ1号館4階会議室 1 20人参加)
- ★7月 8日(月)河南ブロック前学習会(18:30-富田林市職労会議室 20人参加)
- ★7月 16日(月)泉州ブロック事前学習会(18:30-岸和田福祉センター 15人参加)
- ★7月 27日(土)河南ブロック事前学習会(19:00-松原民商)
- ★7月 30日(火)堺市独自事前学習会(18:30-サンスクエア堺 研修室2)
- ★8月 19日(月)大阪市内ブロック事前学習会(18:30- 大阪民医連)
- ★8月 28日(水)北区社保協事前学習会(18:30- 北区民商)
- ★8月 31日(土)天王寺区社保協事前学習会(17:00- 横田医院ビル 7階)
- ★9月 2日(月)旭区社保協事前学習会(10:00- 新婦人事務所)

- ★9月2日(月)旭区社保協事前学習会(10:00- 新婦人事務所)
- ★9月2日(月)大阪市内キャラバンスタート集会(18:30- 大阪民医連)
- ★9月12日(木)大正区社保協事前学習会(18:30- 大正診療所)
- ★9月12日(木)城東区社保協事前学習会(19:00- うえるほうる)
- ★9月12日(木)中央社保協事前学習会(18:30- 上二生協診療所)
- ★9月18日(水)西成区社保協事前学習会(19:00- 西成民主診療所)
- ★9月19日(木)港区社保協事前学習会(14:00- 港民商)
- ★9月20日(金)淀川区事前学習会(19:00- 淀川民商)
- ★9月21日(土)生野区社保協事前学習会(18:30- 生野民商)
- ★9月24日(火)東淀川区社保協事前学習会(18:30- 淡路診療所)
- ★9月25日(水)住之江区社保協事前学習会(18:30- 加賀屋診療所)
- ★10月1日(火)平野区事前学習会(19:00- 平野民商)
- ★10月2日(水)鶴見区社保協事前学習会(15:00-ヘルスコープおおさか)
- ★10月2日(水)東住吉区社保協事前学習会(18:30- UR針中野団地集会所)
- ★10月3日(木)都島区社保協事前学習会(14:00- 都島クリニック)
- ★10月10日(木)東成区社保協事前学習会(15:00- いまと診療所)
- ★10月25日(金)西淀川区社保協事前学習会(14:00- のざと診療所3階研修室)